最低制限価格の算定基準の見直しについて

1 趣旨

本市では今年度4月から工事請負における予定価格1億円未満の一般競争 入札(総合評価落札方式を除く。)を対象として最低制限価格制度を導入して います。

このたび、本市が準じている国の基準が改正されたことに伴い、本市の最低制限価格の算定基準を見直します。

2 算定基準

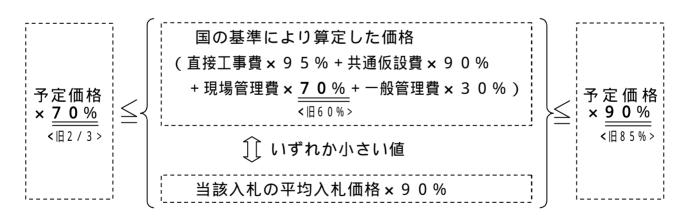
以下の と のいずれか小さい値を最低制限価格とします。ただし、その下限は予定価格の70%(H2/3)、上限は予定価格の90%(H85%)とします。また、算定する際の端数の取扱いについては、別紙のとおりとします。

国の基準により算定した価格 (直接工事費×95%+共通仮設費×90% +現場管理費×70%(旧60%)+一般管理費×30%)

当該入札の平均入札価格の90%

この場合、予定価格を超過した入札者と予定価格の70%に満たない入札者を除いて算定します。

(参考図)



3 実施時期

平成21年8月公告分から実施

4 その他

低入札価格調査基準価格(予定価格1億円以上または総合評価落札方式の工事請負契約で設定)についても、同様の算定基準に改正します。ただし、2 については予定価格を超過した入札者のみを除いて算定します。

最低制限価格を算定する際の端数の取扱いについて

最低制限価格は以下のように算出します。

(1)予定価格算出の基礎となった次の ~ の額を合計します。

直接工事費×0.95

共通仮設費×0.9

現場管理費×0.7

- 一般管理費 x 0.3
- ~ の各々の額を求める際には小数点以下の端数処理は行わず、 ~ の額を合計した後に小数点以下の端数を切り捨てます。
- (2)入札者の平均入札額を求め、その額に 0.9 を掛けます。 平均入札額を求める際に小数点以下の端数を切り捨て、さらにその額に 0.9 を掛けた後に小数点以下の端数を切り捨てます。
- (3)(1)または(2)のうちいずれか低い額が最低制限価格となりますが、次のような場合があります。
 - (1)または(2)のうちいずれか低い額が予定価格×0.9を超えるとき。 一〉予定価格×0.9が最低制限価格となります。 このとき、小数点以下の端数は切り捨てます。
 - (1)または(2)のうちいずれか低い額が予定価格×0.7 に満たないとき。 一〉予定価格×0.7 が最低制限価格となります。 このとき、小数点以下の端数は切り上げます。